



Title	スウェーデン語の助動詞faの成立について：義務的用法を中心に
Author(s)	清水, 育男
Citation	IDUN. 2001, 14, p. 123-149
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95687
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

スウェーデン語の助動詞 *få* の成立について

— 義務的用法を中心に —

清水 育男

1. はじめに

多くのスウェーデン語文法書（たとえば Nylund-Brodda & Holm 1972: § 547, I; Lindholm 1981: 128）によると、スウェーデン語の助動詞 *få* の主要な用法には、「許可」(tillåtelse)（「禁止」は「許可」の打ち消しと考える）と「必要性」(nödvändighet) の意味があるとされている。たとえば、

1) Du får låna min telefon. <僕の電話を使ってもいいよ.>（許可）

Man får inte röka här. <ここでタバコを吸ってははいけません.>（禁止）

2) Man får finna sig i mycket. <多くの事に耐えなくてはならない.>（必要性）

両者の意味の区別はもちろんコンテキストによって判断しなければならないが、この *få* に「許可」と「必要性」という正反対にも思える意味が同時に存在していることに我々日本人学習者は戸惑いを感じる。¹⁾ 両者の意味関係はほとんどの文法書には記載されていない。フランス語で書かれたスウェーデン語の文法書 (Gravier & Nord 1974: 100) に多少の説明はあるが、次に挙げるようにまったく意味をなさないといってよい。

Par une sorte d'intensification du sens, le semi-auxiliaire *få* est susceptible de devenir synonyme de *måste*.

<一種の意味の強めにより、準助動詞 *få* は *måste* と同義語になる傾向がある.>

もちろん、“一種の意味の強め”が何であるかの説明は何もない。また最近出版されたスウェーデンで最大かつ詳細な文法書 *Svenska Akademiens grammatik* (1999: band 4, 294) においても両者の意味関係の説明は特にないが、助動詞と本動詞の関連性については次のような興味深い記述が見出せる。

Hjälperbet *få* har en deontisk grundbetydelse av tillåtelse. Denna betydelse är tydligt besläktad med betydelsen hos huvud verbet *få* (i t.ex. *få en cykel*). Liksom huvud verbet anger att någon mottar t.ex. ett föremål, säger hjälperbet att någon mottar tillåtelse eller möjligheten att utföra en viss handling.

<助動詞 *få* は義務的用法として許可という基本的意味を持っている。この意味は明らかに本動詞 *få* <受け取る, もらう> (例: *få en cykel* <自転車をもらう>) の意味と関係がある。本動詞は誰かがたとえば物をもらうということ

示すように、助動詞もある種の行為を遂行することに対する許可もしくは可能性をもらうということを意味する。>

これは助動詞 *få* の成立を考える際に、本動詞の意味を前提にしなくてはならないということを示唆している。

一方において、中山 (1997: 23-24) はこの助動詞について「主語にとってその動作が好ましいときには「…してもよい」という意味で、好ましくない場合は「…するはめになる」「…せねばならない」の意味である。」と説明し、本動詞 *få* については「動作が自分の、主語の意志以外のところから引き起こされたことを問題にしたいのである（ただし、これは筆者の仮説）」と述べている。仮説とは言いながらも本動詞 *få* の重要な一面を指摘しているものと思われる。しかしながら、やはり仮説のためか残念ながら、許可や必要性の用法がいかんして成立したかについて、また本動詞と助動詞の意味関係については何も論じられていない。本稿ではこの対蹠的とも言える意味の成立やその関係をどのように解釈したらよいのか、また、文法書で必要性和分類されている意味について考えてみたい。

なお、本稿で用いる文献や資料の略語をまず記しておく。編者、出版地、出版社などは本稿末尾に挙げる参考文献を参照されたい。

GÖ (= Hellström, Gunnar. 1991. *Grammatikövningar med regler och kommentarer*.)

NEO (= *Nationalencyklopedins ordbok*. 1996.)

NS (= Göransson, Ulla & Hans Lindholm. 1986. *Nybörjarsvenska*.)

SAG (= *Svenska Akademiens grammatik*. 1999.)

SAOB (= *Svenska Akademiens ordbok*. 1898ff.)

2. 本動詞 *få* の語源的意味と二次的意味

1章で挙げた SAG が述べているように、助動詞を考察するにはまず本動詞 *få* の意味を十分考える必要がある。本動詞には一般に “get, receive” の意味があることは知られている。Hellquist (1966: *få*) や Seebold (1970: 185-186) の語源辞典を見ると、そのゲルマン祖語の再建形は **fanhan* で、ノルド語以外の他のゲルマン諸語にも共通して見出されるが、すべて本動詞として現れ、その原義は “*fangen*” <捕らえる> とされている。ゲルマン諸語の中でも古風な特徴を多数残し、比較的豊富な文献資料を残すゴート語でさえ、*fāhan* (<**fanhan*) <捕らえる、つかまえる>、さらに *ga-fāhan* <つかむ、捕らえる、襲う; 理解する、悟る> を含めても本動詞のみで、助動詞的な用法は見出せない (千種 1997)。一方、ノルド諸語では文献が出始めると本動詞とともに、不定詞を従える助動詞的な用法もすでに並行して現れてくるが、助動詞の用法に関してはスウェーデン語、デンマーク語、ノルウェー語、アイスランド語は必ずしも画一的ではない。スウェーデン語の

助動詞 *få* が持つ、たとえば必要性などはアイスランド語には見出せないし、デンマーク語においてはスウェーデン語ほど発達せずに、古い用法として残存し、現在ではほとんど使われていない。必要性を表わすにはデンマーク語もノルウェー語もまったく別の助動詞 *måtte* を用いて表現し、一方、許可を表わすときにはデンマーク語では必要性のときと同じ *måtte* を（注（1）を参照）、ノルウェー語では *få* を用いている。これらの多様性を考え合わせると、各ノルド諸語は助動詞の用法をそれぞれある程度独自に発達させたのではないかと思われる。いずれにせよ、スウェーデン語の助動詞としての用法は本動詞から後に発達したものと考えて間違いないであろう。

すると、本動詞のどの意味から発達したものであろうか。本動詞 *få* のゲルマン祖語の語源的な意味は上で見たように〈捕らえる〉であった。この意味、すなわち “*gripa, fånga*” 〈つかむ, 捕らえる〉はノルド諸語にも共通して見出される。前期・古スウェーデン語期（1225 年頃～1375 年頃; なお、スウェーデン語史の時代区分については 清水 (1998: 89-91) を参照）のラテン文字による文献が現われた頃には *fa* (> *få*) は、〈つかむ, 捕らえる〉という意味を有すると同時に、すでに “*mottaga, erhålla*” 〈受け取る, もらう〉という意味も十分発達させて持っていた（その他にも本動詞には、まったく正反対の意味 “*överlämna, ge*” 〈渡す, 与える〉も見出されるが、現在ではまったく使用されない。さらに、〈つかむ, 捕らえる〉の意味は現代スウェーデン語ではもはやあまり用いられず、もっぱら〈受け取る, もらう〉が意味の主流である。）。ゲルマン祖語の語源の意味が〈捕らえる〉であることから、〈受け取る, もらう〉という意味はノルド語内で独自にそして二次的に派生したものとみて差し支えないであろう（そう考えられる 1 つの要因については下述 8 章参照）。しかし、その発生はかなり早期であったものと思われる。本動詞 *få* のスウェーデン側の最古の出典はウップランド (Uppland) からのルーン碑文 U29 (Hillersjön; 年代は 1075 年～1085 年と推定される) の中に 6 例見られるが (Kungl. Vitterhets Historie och Antikvitets Akademien 1940: 19, 34-41), そのうち少なくとも 2 例は二次的に発達した〈もらう〉という意味に相当するものと思われる。破損しているルーン文字が多いので、ここではその部分が復元されている Brate (1922: 114) から、*fa* を含む実例のみをすべて挙げる（当該箇所は太字にしてある）。

...kairmuntr **fik** kairlauh.maytumi.þa.**finku**. þau sun. ap han. truknaþi.. [中略]. þa **fik**. hu —þrik. [中略]. þa. **finku** þau barn. [中略] hana **fik** raknfastr.i.snutastapum. [中略] þa **fik** hun airik...

く...ゲイルムンドは乙女のゲイルラウグを娶った。その後、彼が溺死する前に彼らは息子を授かった。[中略] その後、彼女は（グ）ズリックを夫に迎え

た．[中略] その後、彼らは子供を授かった．[中略] 彼女をスヌタスタズ（現在の地名スノットスタード）のラグンファストが娶った．[中略] その後、彼女はエイリックを夫に迎えた．…>

‘娶る’、つまり‘結婚する’ということ二次的に発達した、受動性を主張する意味と理解して〈嫁をもらう〉ということも考えられるが、また同時に起源的で、積極性を主張する、能動的意味として〈嫁を見つけて取る〉とも解釈される．意味はこれと同じで、類似した表現が前期・古スウェーデン語 *fa konu* にも古アイスランド語 *fá konu* にも見られる．古スウェーデン語の場合、Schlyter (1877: *fa*) は *fa barn* と併記し、“*få något godt l. ondt*” 〈何か良いものをもらう、もしくは何か悪いことを被る〉という意味分類のもとに配置している．Söderwall (1898: *fa*) も *fa barn* を含む例文とともに、これを“*få, erhålla*” 〈もらう、受け取る〉の意味に分類している．しかし、古アイスランド語の *fá konu* については Cleasby (1962: *fá*) は“to take, gain, earn, win”という能動的意味で解釈しており、東・西ノルド語でこの表現に関して不一致が生じている．さらに、同碑文の説明の中で、まさにこの用例の動詞 *fa* について次のようなことが指摘されている (Kungl. Vitterhets Historie och Antikvitets Akademien 1940: 39)．

Verbet *fa* ‘*få*’ kan ha både ett maskulint och ett feminint subjekt; det kan betyda både ‘*få till hustru*’ och ‘*få till man*’.

＜動詞 *fa* ‘*få*’ 〈もらう〉は男性の主語に対しても女性的主語に対しても用いることができる．すなわち、‘嫁にもらう’と‘夫に迎える’の両方を意味することができる．＞

これは、当時の男女の地位を考える上で興味深い指摘であるが、‘相手を見つけて娶る’という能動的意味を踏まえたうえでの説明であろう．したがって、これら4例は念のために除外して考えた方がよいであろう．

次に、*fa barn*, *fa sun* であるが、これを能動的な意味ととらえて“子供をもうける”と考えることもできよう．しかし、*fa barn* は子供が生まれて、手元にいるということであるから、予め性が判明している“*sun* 〈息子〉をもうける”ことは（現代の医学では別としても）、現実にはありえない．*Få* を〈捕らえる〉という能動的な意味でとらえると、すでに生を受けているどこかの息子を手に入れるというようなことになってしまう．そこで、*fa barn* も *fa sun* もともに受動的な意味でとらえるとしたらどうであろうか．すると子供や息子が‘誰（見えない力、神的存在？）’かから届けられる’、つまり授かるという意味になり、無理のない解釈ができよう．²⁾ そして現実には子供や息子が生まれて、手元にいるということであるから、これは到着を志向する、いわゆる受動的な〈受け取る、授かる〉という意味で理解するほうが自然であろう．Schlyter や Söderwall の意味分類はこの

解釈を支持している。

このように、ラテン文字によるスウェーデン語文献が出現するより 200 年も前から、fa には二次的に発達した受動的な意味が見出されることが理解されよう。

このことは〈つかむ、捕らえる〉という入手を主張する能動的な意味と同時に、〈受け取る、もらう〉という到着を主張する受動的な意味もすでにルーン・スウェーデン語期（800 年頃～1225 年頃）に成立していたことを意味する。ちなみにゴート語の *fahan* も〈捕らえる〉の意味を持つが、*ga-fahan* になると意味が抽象的になるとはいえ、〈理解する、悟る〉という到着志向の意味としても用いられることは興味深い（類似の例は現代スウェーデン語にも見出せる: *fatta/uppfatta*, *gripa/begripa* はそれぞれ〈つかむ〉/〈把握する、理解する〉で、後者の意味には接頭辞を伴う。さらには *fatta* は両方の意味をも持ちうる。）。これはもちろんゴート語の接頭辞 *ga-* が動詞と結びついたとき完了的要素を持つということにも依るであろうが、ノルド語では通例この接頭辞は脱落してしまうので、ノルド語 *fa* の特に到着志向の〈受け取る、もらう〉は、**ga-fanhan* からであるという可能性もまったく無しとは言えないであろう。

ところで、不定詞を従える助動詞の用法はすでに前期ならびに、とりわけ後期・古スウェーデン語（1375 年頃～1526 年）に、より多く見られる (Schlyter 1877: *fa*; Söderwall 1884: *fa*)。すると、助動詞の意味の発生を考えると、本来的な意味の〈つかむ、捕らえる〉を前提とすべきなのであるのか、それとも二次的な意味である〈受け取る、もらう〉を出発点とすべきなのであるのか。

〈つかむ、捕らえる〉という能動性を持った意味はゲルマン祖語から継続され、すべてのゲルマン諸語にも共通して存在しているが、ノルド語以外の他のゲルマン諸語ではこの意味をもとに新助動詞出現という動きは見られなかった。さらに、ノルド語を除くこれら他のゲルマン諸語では、到着性を主張する二次的な意味は発達しなかった。すると、むしろルーン・スウェーデン語期にすでに見出される新しい、到着志向の意味〈受け取る、もらう〉にこそ助動詞出現のきっかけがあったのではないかと思われる。すなわち、この〈受け取る、もらう〉という到着性を主張する受動的な意味から「許可」や「必要性」を表わす助動詞が成立したのではないかと考えるほうが自然であろう。

3. 受動性を主張する本動詞 *fā* の持つ意味の特徴

現代スウェーデン語の本動詞の *få* の意味〈受け取る、もらう〉は、古スウェーデン語から受け継がれてきたもので、その意味の本質は変わらないものとみて、古い用例は限られているために補えないところは、以下現代スウェーデン語をもとに上記の問題を考えることにする。まずはじめに、次の例をみてみよう。（3 章

以降で用いる例文の前の * は、その文が非文であること、*? は非文の疑いが強いことを示す。）

1) Han gav mig en bok. <彼は私に本をくれた。>

2) *Jag blev/var given en bok av honom. *Jag gavs en bok av honom.

例文 1) を受身文にすると、理論的には例文 2) が考えられるであろう。しかし、スウェーデン語ではこれらの受身文は成立しない。1) の受身文とされる 2) の意味、すなわち <与えられる> を表わそうとするときには、しばしば入門書にあるように通例、få を用いて次のように文法的には能動態で表現する。

3) Jag fick en bok av honom. <私は彼から本をもらった。>

このことは、få が始めから受身的意味を持っていることを示唆している。Östergren (1981: få) の辞書には få が受身文と同等になる例が、次のように挙げられている。

4) få dopet = döpas, bliva döpt <洗礼を受ける>

5) få straff = straffas <罰を受ける、罰せられる>

これらのことから、få は文法上は能動態であっても、意味の上では受身の意味を備えていると判断できよう。このように、få にはすでに受身の意味が内在しているので、次に挙げるように få の受身文は通例成立しない。

6) Han fick en bok. <彼は本をもらった。>

7) *Boken var/blev fådd av honom. *Boken ficks av honom.

つまり 6) の例文の受身文に相当する 7) はスウェーデン語では非文になってしまう。それに対して、<つかむ、捕らえる> あるいは <入手する、調達する> というような能動性を主張する動詞、たとえば skaffa ではその受身文は問題なく成立する。

8) Han skaffade en bok. <彼は本を調達した。>

9) Boken var/blev skaffad av honom. Boken skaffades av honom.

<その本は彼によって調達された。>

これにより、få の主語には‘行為者’ (agent) としての資格が備わっていないことが明らかになろう。つまり、他者（人間とは限らない）が få の主語に対してある物（抽象的なものも含む）を勝手（つまり、主語の意志外で）に割当てるということに他ならない。対象物（＝目的語）が主語のもとに移動・到着するときに、その主語はその移動・到着に何ら関与しない、そしてその物の移動・到着に関しては主語の意志外で行なわれることを表わしている。さらに、この意味での本動詞 få の命令形は古風か擬古的で、‘きわめてまれ’ (tämligen sälls.) であるとされている (Östergren 1981: få; 後述の [追記] 参照)。Få が命令形で用いられないということは、主語に行為の直接的な関与を求めることができないことに他ならない。いわゆる自己制御的な動詞とは言えないということである。

これらのことから、*få*の主語は被行為者であって、物の移動・到着に直接的に関与しないことは明白であろう。つまり、物の移動・到着に直接関与せず、他者の（勝手な）意向に沿って移動・到着してきた物を受け入れるのみであるということである。

さらに、*få*の主語に直接的にそして自ら〈手に入れる〉という意味が欠けていることは、次の2例を比較してみても明らかになるであろう。

10) Jag vill skaffa en bil. <私は車を一台手に入れたい。>

11) Jag vill få en bil. <私は車を一台もらいたい。>

前者の場合は、自ら努力して直接的に車を入手することになるであろうが、後者の場合は自分で自ら車を手に入れるのではない。物の移動・到着に自分の直接的な関与はなく、周囲が自分のもとに車が‘到着’するように手配してほしいことを意味する。したがって、希望を表わす助動詞 *vilja* とともに用いられたときには、*få*の主語は物が自分の手元に到着するように他者に仕向けるという間接的な関与しかできず、決して物の移動・到着に直接関与することはない。

ここで、*få*〈受け取る、もらう〉の持つ意味の特徴をもう一度まとめておくと次のようになるであろう。

*Få*は到着志向の動詞であり、その主語はその目的語である物（抽象的なものも含む）が主語のもとに移動・到着することに直接関与しない。物の移動・到着は他者の意向に依るものであるから、主語の意志の範囲外で行なわれる。さらに、主語の意志の範囲外とは裏返せば、主語にとって予測のできない、突然のあるいは不意の移動・到着も、次の例文に見られるように、当然含まれてくる。

12) Ibland får Eva och Åke Hellström oväntade gäster. (NS: 85)

<ときにはエーヴァとオーケは突然の訪問客を迎えることがある。>

ところで、例文 12) において、主語はこの行為によって多少の‘迷惑’を感じると考えられないであろうか。この迷惑感については次章で述べることにする。

4. 許可と必要性を表わす助動詞 *få* の成立について

助動詞の許可や必要性の意味を考えるにあたっては、偶発性や利益、被害について目を向ける必要がある。

4.1. 偶発性を表わす助動詞 *få* について

fa が不定詞を従えて、助動詞として登場する初期の頃（前期・古スウェーデン語）の用法を見ると、前章の末尾に述べた非予測性、つまり突然もしくは偶然に起こる事態の記述に用いられている。Schlyter (1877: *fa*) の辞書によると “framför ett annat verbum i inf. betecknar *fa* att något sker händelsevis” <別の動詞の不定詞の前

で *fa* は何かが偶然に起きることを示す> として次の用例を挙げている．ここで、不定詞のマーカである *at* (>*att*) を伴う例も伴わない例もあるが、*at* の有無によって両者の意味の違いは特に見出せない（5章参照）．

- 1) *siþæn annær far at köpæ (hyrsu)*, (Äldre Västgötalagen, I *Piuuæ bollkær* 15)
<(雌馬を) たまたま誰か他の者が買った後に,>
- 2) *far broþer rapæ systur sinni æller broþer oghormaghæ*, (Yngre Västgötalagen, II *Frip balkær* 14)
<兄が未成年の自分の妹もしくは弟をたまたま殴ってしまったら,>
- 3) *kan han oc fa at sla han nokon dynt*, (Yngre Västgötalagen, II *Fornæmis balkær* 44).
<彼がまた、たまたまその男を何発か殴ることがありえたら,>

Wessén もスウェーデン語史の統語編 (1965: § 107) でほぼ同様の実例を挙げ、ほぼ同じ語句を用いてこの偶発性のことを述べている．そして不定詞を従える用法について引き続き次の説明も加えている．

“Det brukas också som omskrivning, särskilt för att framhåva, att en handling inträder (perfektiviskt), t.ex. »Då fick jag se honom komma«. Ex.: Tha faar han finna, huar thet är (EK).” [筆者注：EK = Eriks krönika].

<それはまた、たとえば「そのとき私は彼が来るのを目にした」というように、ある行為が（完了的に）起こることを特に強調するために迂言法としても用いられる．例：そのときに彼はそれがどこにあるかふと気づく.>

このあとにも古スウェーデン語の類似の例文がいくつか挙げられているが、すべて、知覚・認識動詞が不定詞として続いている．これは、まさに現代スウェーデン語にも見られる用法である．この用法に現れる知覚・認識動詞は現在主として次の4動詞である：*se* <見える>、*höra* <聞こえる>、*känna* <感じている>、*veta* <知っている>．これらの動詞はいずれも主語の意志とは関係なく知覚・認識されることを表わし、しかも状態動詞である．相 (*aktionsart*) の観点から見れば、継続相ととらえられている．しかし、この継続に移行する前には必ずそれが開始される時点があり、その時間上の偶発的な1点をとらえたのが、この *fa* の用法と考えられる．Lindholm (1981: 128) はこれを “en plötsligt inträffande handling” <突然生じる行為> と説明しているが、これらも本動詞 *fa* の意味の特徴である主語の意志外で主語に対して偶発的にもたらされた行為の結果と見れば納得がゆく．Braunmüller (1998: 1.6.2.) はこれを “inkoativ aksjonsart” <起動相> とし、助動詞の一用法として発達していったと述べている．

ところで、Wessén は上記の偶発性の説明で、Schlyter の説明を踏襲しながら “*av våda*” <運悪く、誤って、図らずも> を付け加えている．すると、この偶発性は

主語にとって否定的な偶発性の意味を伴う傾向があるということを示唆している。後期・古スウェーデン語の辞書 Söderwall (1884: fa) の不定詞を従える項目をみると、確かに偶発性の意味を持つ用法・用例が主体であるが、その中の最初の一つは、上で挙げた知覚・認識動詞との結合により、起点を示すアスペクトに重点が置かれる用法である。この偶発性の説明の中にさらに、“vara nödsakad, måste” <せざるをえない> の項目も設けられている。これが Wessén の言う否定的な偶発性のことであろう。つまり、のっぴきならない事態に偶発的に陥ったために、その場ではどうしてもそうせざるをえない、言い換えれば、偶発的外圧や状況の中で、致し方なく実行するということを表わすのであろう。その用例として Söderwall (1884: fa) は次の例文を挙げている。（ところで、NEO (1996: få) によると、この用法の実例が見出せるのは 1531 年以降としているが、Söderwall が下記の例文 4) で示すように時代的にはさらに 1 世紀ほどさかのぼれる。）

- 4) wiisth faam wy i dagh för them wiika. (RK 3:1526)

[筆者注：RK=Svenska Medeltidens Rim-Krönikor. 15 世紀半ばに成立]

<致し方ないが、確かに今日は彼らに対して譲歩せざるをえないであろう.>

この否定的偶発性から進んで、必然性・必要性を示すに至った例を現代スウェーデン語からいくつか挙げておく。

- 5) Klänningen var alldeles för vid och hon fick sy om den. (GÖ: 83)

<ワンピースはあまりにもダブダブだったので、彼女は致し方なく縫い直さなくてはならなかった.>

- 6) Min bror och jag skulle åka till Uppsala igår men bilen var trasig så vi fick stanna hemma. (GÖ: 85)

<兄と僕は昨日ウップサーラに行くことにしていたのだが、車が故障したので、致し方なく家に留まらざるをえなかった.>

- 7) Mjölken är slut, så vi får dricka vatten istället. (GÖ: 109)

<ミルクがなくなったので、しょうがないから代わりに水を飲まなくてはなりません.>

4.2. 許可/必要性和利益/被害について

さて、助動詞 få の必要性和と言われる用法はこれだけであろうか。次の例をみても。

- 8) Det passar sig inte att barnen sitter medan gamlingarna får stå. (NEO 1996: passa sig の項)

<お年寄りを立たせておいて、子供たちがすわっているのはおかしい.>

この *få* は周囲の外圧によって立たされているとも考えられるが、もう一つ別の側面があるように思われる。それは立たされることによってお年寄りが被る迷惑感がこの *få* に伴ってくることである。すると、助動詞 *få* にはこの迷惑・被害を受けるというニュアンスも表わしうのではないかということである。そこで、今まで論証してきた本動詞 *få* <受け取る, もらう> の意味の特徴を前提にして、まず次の例を検討してみよう。

9) Jag fick en present. <私はプレゼントをもらった。>

10) Jag fick en fråga. <私は質問を受けた。>

11) Jag fick en örfil. <私は平手打ちをくらった。>

これらの例文の目的語は主語にとって上から肯定的なもの、中立的なもの（その判断は常に難しいが）、そして否定的なものとなっている。先にも述べたように、スウェーデン語の *få* の受動的な意味には、対象物（＝目的語）の移動・到着に主語は関与しない、つまり他者が勝手に主語に対して物の移動・到着を働きかける。換言すれば、物の移動・到着は他者の意志に任されると言ってもよいであろう。したがって、そこには移動の到達点にいる主語の意志が介入する余地はない。望ましいものであろうとなかろうと自分の意志にかかわりなく自分のもとに移動・到着してくる物に対して、スウェーデン語ではこのように一律に同一の動詞 *få* が用いられている。日本語ではこのような場合通例、自分のもとにきた物が結果的に望ましいものであれば <もらう>、中立的な内容の物であれば <受け取る>、そして望ましくなかった物であれば <被る, くらう> などというような訳語にして分離しなければならない。すると例文 9) のように、目的語の内容が肯定的であれば「利益, 恩恵」の意味が、そして例文 11) のように否定的な内容であれば、「被害, 迷惑」の意味が加わってくることに基づくであろう（もちろん、コンテキストによって、プレゼントも否定的になる場合もあれば、平手打ちでも肯定的になる可能性は十分ありうる。）。ただ、スウェーデン語では目的語の内容が肯定的であっても、否定的であっても同じ動詞 *få* を使うために、この利益や被害の潜在的意味にまで我々外国人学習者は注意が及ばない。

さて、目的語に名詞や代名詞を取る受動的な意味での本動詞 *få* は、上の例文で見たように、目的語の内容により利益の意味としても被害の意味としても用いられることが明らかになった。そこで、不定詞は名詞的にも機能するので、その目的語を不定詞に置き換えても、つまり不定詞を従える助動詞の用法においても同様の利益/被害の意味が認められても不思議ではないであろう。一語のみ異なる次の2つの例文をみてみよう。

12) Jag fick vänta i ett varmt rum. <私は暖かい部屋で待たせてもらった。>

13) Jag fick vänta i ett kallt rum. <私は寒い部屋で待たされた。>

両例文とも寒暖を示す形容詞が異なるだけで、あとはまったく同じである。この例文から受けるノーマルな反応は「暖かい部屋」の場合は主語にとって利益であり、「寒い部屋」の場合は不利益、つまり被害・迷惑となって理解されよう。

前者の利益の場合であるが、これは「暖かい部屋で待つ」という行為が他者の主語に対する配慮や許可、あるいは主語に偶然転がり込んだ機会（チャンス）や状況を受け入れることによって成立しえた結果、主語にとって利益に結びついたということに他ならない。つまり、その実現にあたっては、他者の配慮や許可もしくは周囲からの機会が与えられるかどうかが前提となる。したがって、主語にとって肯定的な結果を招き入れるためには、この他者による配慮や許可がもらえるか否かに、また機会であればそれが主語に与えられるかどうかにかかってくると言えるであろう。助動詞の「許可」そしてここで示す「機会」(möjlighet, tillfälle)の用法は本動詞が持つこの「利益」に根ざしているものではないかと考えられる。

許可の例は豊富に見られるので、ここでは省略し、「利益」をベースとして主語がチャンスの享受者である「機会」の用法の例をいくつか挙げておく。

14) Jag fick resa mycket när jag var ung.

<若い頃たくさん旅行をさせてもらった.>

15) Att han [= Göran Tunström] fick dö i goda vänners sällskap och inte känna smärta det kan jag se som något försonande. (Expressen: 2000-02-07)

<彼(=G.T.)が痛みを感じずに、親しき友人に囲まれながら、最後を終えさせてもらったことを私は幾分の慰めとすることができます.>

例文 14) は明らかに主語にとって有利な機会を与えられたことは理解されよう。例文 15) の「死ぬ」ということは主語にとって何の利益もないが、その不利益の中に主語にとって少しは恩恵的と認められる機会に恵まれたと見て取ることができる。

さらに、辞書や文法書 (SAG band 4: 297) などでは「丁寧さ」(artighetsfraser, hövlighetsuttryck) を示すと説明される次のような例文 (Johannisson & Ljunggren 1970: få) もこの「利益」を基点とした「機会」の一用法と見ることができよう。

16) Vi får härmed meddela... <ここに…を御連絡させていただきます.>

17) Jag får tacka så mycket. <お礼を言わせて頂きます.>

このように、面白いことに「利益」を表わす få の日本語訳 <もらう> は、多少コンテキストに応じて日本語を変形させるにせよ、機会を示す場合にも、丁寧さを示す場合にも、そのニュアンスをしばしば的確に言い表すことがある。

最後に、許可とも機会とも判断できる例を挙げる。

18) Jag vore tacksam att få komma i morgon. (SAOB 1898ff.: få)

この例文は SAOB では「許可」(<明日訪問してもよいという許可を頂ければ

有難いのですが.>)に分類されているが、「機会」(<明日訪問する機会を頂ければ有難いのですが.>)としても十分解釈できよう。このことは、利益を基点とする両者の関係はきわめて緊密であることを示している。

さて、話を戻して、後者の例文 13) であるが、「寒い部屋で待つ」という行為は結果的に主語が被害あるいは迷惑を被ったものと理解される。このように主語の意志とは無関係に、他者もしくは周囲からの圧力で行なわざるをえなくなった行為、そしてそれが結果的に主語にとって不利益を被ったり、忍耐を強いられたときに用いられる。そのような被害・迷惑を表わす例文を次に挙げる。

- 19) Han fick betala 50 kronor i parkeringsböter. (Nylund-Brodda & Holm 1972:118)

<彼は駐車違反の罰金として 50 クローナを支払わされた.>

- 20) Vi fick stå ute i regnet och vänta. (NEO 1996: få)

<私たちは雨の中で待たされた.>

- 21) Som gosse fick han ofta gå till skolan utan frukost. (Beckman 1968: § 159)

<少年のころ彼はよく朝飯抜きで学校に行かされた.>

- 22) Jag fick aldrig studera när jag var ung. Vi var så fattiga i min familj. (Hellström & Zalcmanis 1996: 77)

<若い頃私はまったく勉強をさせてもらえませんでした。家が貧しかったからです.>

22) の例文と 14) の例文を比較すると、「許可」の打消しが「禁止」になるように、「利益」、「機会」の打消しは「被害・迷惑」になることも判明しよう。

1 章で述べた必要性を表わす助動詞の用法の中には、たまたまそのような状態に置かれる場合の他に、ここで述べた被害・迷惑の用法も含むことがわかった。

さて、この利益/被害という 2 つの付随的意味の存在が明らかになったところで、次の例を見てみたい。文の構造としては [få + 目的語 + 過去分詞] である。現在のスウェーデン語ではこの過去分詞は目的語の性・数に一致させるが、古スウェーデン語では過去分詞の中性形であった (Wessén 1965: §107)。この用法を後期・古スウェーデン語辞典 (Söderwall 1884: fa) は次の語句で説明をしている。“vara i stånd, kunna, förmåga, lyckas, få” <できる, 何とか～できる>。Wessén (1965: § 107) もほぼ同じことを述べている。また、この構文の意味について現代スウェーデン語の辞書 (Johannisson & Ljunggren 1970: få) では “lyckas el. råka göra el. laga el. bringa ngt att bli ngt” <うまく～をする, あるいはたまたま～する, ～するように仕向ける> との説明があり、一方で、SAG (band 4: 296) はこの構文を “kausativ betydelse” <使役の意味> だけで済ましている。しかし、実際にはこれらの説明だけでは不十分であろう。次の例を見てみる。

23) Jag fick min bil lagad. <私は車を修理してもらった.> (利益)

24) Jag fick mina pengar stulna. <私はお金を盗まれた.> (被害)

Få による文構造が多少変わっても、利益/被害の意味はそのまま適用されている。これらは få の持つ受動的意味の特徴と få に従う目的語や句に内在する利益/被害によって説明できる。もちろん、利益/被害の枠内にこの文構造が持つ意味すべてが収まるというわけではないが、³⁾ 利益/被害の意味は確かに存在する。

文構造として [få+目的語] また [få+不定詞] であっても、さらに [få+目的語+過去分詞] であっても、基本的には利益/被害の構図はそのまま認められるということであろう。

5. 不定詞のマーカー at(t) の有無について

一つ注目すべき点は、後期・古スウェーデン語において偶発性を示す få の助動詞的用法の中で、“vara nödsakad, måste” <せざるをえない> の意味のときのみ不定詞は at(t) 無しの原形不定詞が用いられるが、その他の場合は at(t) の有無は随意となっていることである。スウェーデン語では本動詞が助動詞的に用いられることは頻繁にあり、完全に助動詞に移行したものもある (lär <～らしい> <läter (låta <～のように聞こえる> の現在形から)。 (Hellquist 1966: lär)). ここで常に問題になるのが、その動詞、助動詞が不定詞のマーカーである att を採るか否かである (この問題については菅原 (1986: 67-96) を参照)。一般的に助動詞の機能に近づくにつれて att 無しの原形不定詞を用いる傾向があるように思われる。現在でも att を随意的とする動詞がいくつかある (菅原 1986: 90-91)。後期・古スウェーデン語の不定詞を従える fa も at(t) が随意的であったことから、おそらくこの用法の fa は本動詞から助動詞への移行段階にあったのであろう。しかし、その中でも、外圧によってどうしてもせざるをえないという意味のみ at(t) が不要であるというのは、不定詞を従える fa の助動詞的用法の中で、この用法がもっとも話者の心理や感情を描写するため、心的態度を示すことのできる、att を不要とする他の本来の助動詞 (skulu>skola, ma>må, そして後期・古スウェーデン期の末期に登場してきて 1500 年代から頻繁に用いられるようになった måste (Wessén 1968: §202) など) により近かったのではないだろうか。あるいはもう、完全に助動詞になり切っていたと言えるかもしれない。

ところで、新スウェーデン語 (1526 年から現在) を扱う SAOB (1898ff.: få) では、不定詞のマーカーである att を伴う få は、もはや詩においてわずか、あるいはときたま使われる (口語) 表現に限定されているとある。詩で用いられる att 付き不定詞は知覚・認識動詞とともに使われる用例 (se <見える>, veta <知っている>) のみである。このことは、後期・古スウェーデン語から新スウェーデン語に

かけて、助動詞的 *få* に関しては *att* を脱落させる強い傾向があったものと考えられる。おそらく *få* の助動詞的機能が強化されたためと思われる。

6. [*få lov att*+不定詞] という表現について

許可を表わすときに、[*få*+不定詞] とは別に [*få lov att*+不定詞] という表現もある。しかし、この表現が意味するのは許可ばかりでなく、ここで扱っている助動詞 *få* とまったく同じように、必要性という逆説的な意味も同時に持っている。[*få lov att*+不定詞] によるこの二通りの意味は現代スウェーデン語でもよく用いられる。しかし、NEO (1996: lov) によると、この表現法によって許可を表わすときは次のような意味合いが含まれてくることを指摘している。“*tillåtelse ofta mer informell, av förälder e.d.*” <許可, しばしばややくだけた言い回し. 親などからの許可>. そこに挙げられた例文が 1)）である。そして必要性（その例文は 2)）は “*skyldighet*” <義務> と定義している。

1) Barnen fick lov att stanna uppe sent.

<子供たちは遅くまで起きていてもよいという許しをもらった.>

2) Nu får ni lov att vara tysta!

<さあ、君たちは静かにしなくてはなりません.>

許可の意味で [*få lov att*+不定詞] を用いた場合は、[*få*+不定詞] による許可の助動詞のみの場合とは違って、NEO が指摘するように、上位の者が下位の者に与える許可（あるいは下位の者が上位の者からもらう許可）という意味合いが強くなる。

さて、これら「許可」と「必要性」の2用法は、まったく同じ表現形式を取っているが、その目的語として使われている名詞 “lov” の持つ意味は一体何なのかという疑問が生じてくる。SAOB も含めて、ほとんどすべてのスウェーデン語辞典は前者の意味に対して <許可> という明快な定義語を与えている一方で、後者の必要性については “*vara tvungen, måste*” <せざるをえない> の置き換え表現しか掲載していない。唯一、定義語を述べているのが上に挙げた NEO の *skyldighet* <義務> である。つまり、lov の中に <許可> と <義務> という正反対の意味が認められるということになる。

Lov が <許可> を意味する場合、lov を目的語にとる動詞 (*ha* <持っている>, *ge* <与える>, *begära* <要求する> など) はいくつかあるが、必要性や義務の意味を持つ場合は、唯一 [*få lov att*+不定詞] の表現に限定される。つまり *få* との結合の中でしかありえない。しかしながら、この表現によって必要性を表わす用例は前期/後期・古スウェーデン語には見出せない (Söderwall 1884: lof)。すると必要性の意味は新スウェーデン語になってから生じたのではないと思われる。NEO

(1996: lov) によると、確かに skyldighet <義務> という意味での最初の実例は 1682 年としている。すると一体、必要性や義務という意味がどこから、どのようにして生じたのだろうか。Lov の語源 (Watkins 1985: *leubh- <to care, desire: love>) を考えてみても、そこから必要性や義務の出現する可能性はきわめて低い。また、許可から必要性や義務の意味が生じる可能性も同様に低い。そして、必要性、義務という意味ではさほど古くもない最初の用例の年代、そして lov 単独では <義務> という意味を持ちえないことを考えると、必要性や義務は [få lov att + 不定詞] の表現の中でのみ醸成された意味ではないかと思われる。すると lov の基本的な意味である許可の定義語 “samtycke, tillåtelse, tillstånd; löfte” <同意, 許可, 認可; 約束> (SAOB 1898ff.: lov) をもう一度吟味する必要がある。ここで、もう一度 3 章で論証した få の受動的意味の特徴, “主語は目的語の移動・到着には関与しない” という点に戻る必要がある。許可の場合でも必要性の場合でも何かを受け取ると考えざるをえない。すると, [få lov att + 不定詞] の表現の中にある lov の意味は samtycke <同意> もしくは åsikt <意向> に近いのではないかということである。上記の 1) の例文は子供たちが夜遅くまで起きていてもよいという相手方 (親であろうか) の同意をもらうことであり, 2) では静かにするという相手方 (誰か上に立つ者であろう) の意向を受けるということと解釈できよう。このように, lov には同意や意向のようなものが特に働くため, 力関係として多くの場合この言い回しの主語は下位で, 相手側は上位にあるということが見えてくる。NEO はこのことを上で示したように許可の場合にのみ述べているが, これは許可ばかりではなく, 必要性の場合にも適用されよう。その一つの根拠として, Lindberg (1980: 80) の文法書の få に関する例文の説明がある。

— du får hålla ordning på grejorna: föreskrift, mildrad befallning eller tillrättavisning (till och med “få lov att” används ofta så!)

<「物をちゃんと整理しておきなさい。」: 規定, 穏やかな命令, 小言。(“få lov att” という表現さえもそのような場合には頻繁に用いられる!) >

つまり, 相手側の意向によって, バリアが取り除かれれば「許可」であり, 相手側の意向によりバリア (それが規定であり, 命令であり, 小言であり, 制限であろう) が加えられれば「必要性」, 「義務」ということになる。Lov の意味は相手の意向によって, バリアが除外されるか, 設定されるかに応じて, 許可と必要性に変わってくる。その際, スウェーデン語は表層では同一の動詞 få を用いるが, 日本語ではこれらの意味は当然ながらきちんと区別して表現しなくてはならない。このように lov の二義性は用いられるコンテキストの中で samtycke <同意>, åsikt <意向> などの意味を基点にして形成されていったものではないかと思われる。

許可/必要性を表わす用法には、一つには利益/被害から発達した [*få*+不定詞]、またもう一つには *lov* を介した [*få lov att*+不定詞] の表現による二通りがあるということになる。両方式は意味がかなり接近しているため、互換が可能な場合も多いが、前者と後者とでは微妙なニュアンスの違いがあることもわかった。後者の表現 [*få lov att*+不定詞] による場合は、しばしば力の上下関係がより明確に認められるという点である。一方、[*få*+不定詞] による必要性については、Lindberg (1980: 80) は上記の例文に引き続き、さらに次のような例と説明を加え、4章で論証してきた被害・迷惑の意味も *få* の助動詞による文構造の中に存在していることをほのめかしている。

— jag fick vänta flera timmar: tvång liksom föregående fall — båda kan ersättas med “måste” — men ett tvång som man drabbas av i stället för åläggs.

<「私は何時間も待たされた。」：前の例文の場合と同様に、強制。— 両例ともに *måste* で代用される — しかし、課される強制ではなく、被る強制である。>

この説明にある、課される強制とは7.1章で後述するように *måste* を指しているものと思われる。“被る”強制は本稿で扱った主語の意志とは関係なく偶発的に被る被害を意味する用法のことに他ならない。しかしながら、この例文を、*lov* を用いて被害の意味を失うことなく書き換えることはできない。

3) *? Du fick lov att vänta flera timmar.

これによっても、必要性を表わす場合、助動詞としての [*få*+不定詞] と [*få lov att*+不定詞] とでは意味が必ずしも重ならないことがわかるであろう。

ところで、この助動詞の用法を本稿では Nylund-Brodda & Holm (1972) にのっとってほぼ一律に「必要性」(*nödvändighet*) もしくは「必要性・義務」と記述してきた。その他の文法書では「強制」(*tvång*)、さらに最近出版された SAG (band 4: 296) では「必要性」も「強制」も使わずに、「要求」(*krav*) となっているが、以上検討してきた結果から見ると、これらの定義でもすべての *få* の用法はカバーしきれてはいないように思われる。ここにもう一つ重要な意味として付け加えられるべきは、本稿で扱った「被害・迷惑」であろう。

ここで、*få* の必要性の用法が辞書や文法書で他の語句で置きかえられて説明されるときに、どんな語句が用いられるのかにも注目してみたい。SAG (band 4: 296) は *få* の「要求」の説明文で、ほぼ *måste* と同等であるとしている。他には *vara tvungen att* に置き換える文法書や辞書もある。そこで、*få* は本当に *måste* や *vara tvungen att* と意味の違いを来さずに互換ができるのかどうか、3者の違いも視野に入れて考えてみたい。

7. 義務的な用法としての **måste**, **vara tvungen att**, **få** の意味の違いについて
 これら 3 者の定義とそれを言い換えた表現をいくつかの代表的な文法書や
 辞書によってみながら、検討してみたい。

7.1. **Måste** について

Måste の定義と意味についてリストアップしてみる。文法書/辞書、定義、言い
 換え表現の順に挙げる。(辞書は **måste** の項より。--- は特に定義語なしを意味す
 る。)

Nylund-Brodda & Holm (1972: 115): plikt, nödvändighet: “är/var tvungen att”, “är/var
 nödvändigt”

Lindholm (1981: 130): tvång, nödvändighet: “vara tvungen”, “nödgas”

Holmes & Hinchliffe (1994: 294): compulsion: **måste** = **få** = “must”, “have to”, “am
 forced to”

SAG (band 4: 309-311): deontisk nödvändighet: “vara tvungen”, “ha ett behov”, “få lov”

NEO:- - -: “är tvingad att”

Petti:- - -: “Must, have (got) to, be obliged to”, “är (resp. blir) tvungen att, isht angivande
 ‘yttre tvång’”

(plikt <義務>, nödvändighet <必要性>, tvång <強制>; “är/var tvungen att”; “vara
 tvungen”; “är tvingad att” <せざるをえない/えなかった, 強いられる>, “är/var
 nödvändigt” <不可欠である/であった>, “nödgas” <強いられる>, “ha ett behov”
 <必要がある>, “få lov” <しなくてはならない>, “isht angivande ‘yttre tvång’” <特に
 「外部からの強制」を指し示す>)

これらから判断すると、**måste** の用法は義務、必要性、強制となり、さらに
 それをパラフレーズした語句からは主に強制の意味が前面に感じられる。**Måste**
 にはこれ以外にも、次のような用法もある。

- 1) Jag **måste** verkligen skratta, när jag hör, hur befängt han resonerar. (SAOB
 1898ff.: **måste**)

<彼が支離滅裂に論じているの聞いていると本当に(思わず)笑ってしま
 う.>

このように内部からこみ上げてくる押さえがたい心理的な力を表わすことも
 ある (SAOB 1898ff.: **måste**)。これも確かに強制の一種とみることもできるが、
 強制の源が外部から発して主語に課される内向きの流れとは違って、主語の内部
 から主語の制御を振り切って外側へ出てくる‘力, 強制’であり、前者とは‘力,
 強制’の流れが逆向きである点に違いがある。日本語文法の「自発」にきわめて

近いと言える。本稿ではこれは除外して、強制が主語に課される用法のみに絞ることにする。

ところで、スウェーデン語の *måste* は英語の *must* と形ばかりでなくその用法もきわめて類似している。そこで、Lakoff (1972: 912) による英語の *must* の義務的用法に関するきわめて興味深い記述を見てみたいと思う。

- (a) The speaker is higher in rank than the superficial subject of *must*, in sent. 1 identical with the addressee. As such the former can impose an obligation on the latter.
- (b) The thing the addressee is told to do is distasteful to him: he must be compelled to do it against his will.
- (c) Something untoward will happen to the addressee if he does not carry out the instruction.

この記述の (b), (c) の内容が果たして正しいかどうかは疑問であるが、一方において、Palmer (1995: 73) は *must* の義務的用法の中には、まず例文 (“Oh, you must come around and see it”) を挙げて次のような用法も存在することを述べている。

But it is, in fact, polite to be insistent in matters in which the person addressed is the beneficiary from the action;

英語の *must* にはもちろんいくつかの用法があろうが、少なくともスウェーデン語の *måste* の用法を考えるうえで、Palmer の指摘するこの用法は大いに参考になる。両説を考慮しながらスウェーデン語の *måste* を含む例文をみてみよう。

- 2) För att lära sig bra svenska måste man anstränga sig. (GÖ: 114)

<良いスウェーデン語を修得するためには、努力しなくてはならない。>

- 3) Nej, men så trevligt! Då måste ni komma och hälsa på oss. (NS:124)

<あらまあ、それは嬉しいことだわ。それなら私たちのところにいらっしやなくてははいけませんよ。>

これらの例文から判断するに、*måste* の行為内容を果たさなかったら罰が加えられるであろうか。たとえば例文 3) の行為内容は、Lakoff が言うように、主語にとって嫌悪感 (distasteful) を伴うであろうか。スウェーデン語の場合にはむしろ、Palmer の指摘する利益性が前面にあるように思われる。

それは SAOB (1898ff.) にある *måste* の定義の中にわずかではあるが示唆されている。

För att beteckna att ngn (på grund av yttre tvång l. med hänsyn till ett visst åsyftat resultat l. till det rätta l. lämpliga) icke kan slippa ifrån l. underlåta ngt;...

<(外部からの強制のため、もしくは目指した結果を考慮に入れて、あるいは正確なもしくは適切な状況を考慮に入れて) ある事柄から免れられない、

もしくは無視できないことを表わすため>

<目指した結果を考慮に入れて、あるいは正確なもしくは適切な状況を考慮に入れて...> と説明されているが、これは上で Palmer が述べている利益性に連なるものではないかと解釈される。つまり、次のように言えるのではないであろうか。

Måste の義務的用法の中核は、話者が måste の主語にとって良き結果につながるように配慮して、行なう忠告、勧告などではないかと考えられる。

なお、måste の義務的用法と認識的用法を扱った興味深い論文に Andersson (1974: 7-16) があることを付け加えておく。

7.2. Vara tvungen att について

これは tvungen が過去分詞であるから、主語が複数となれば、tvungna と屈折して一致させなければならない。これは助動詞ではないので、文法書でも特に個別の項目は見当たらない。そこで辞書を中心にこれらの説明を見てみることにする。

NEO (1996: tvungen) によると “som (av yttre omständigheter) tvingas till visst handlande e.d.; vanl.ej p.g.a. mänskligt tvång.” <(外部の状況によって) ある種の行為などを強いられること。通例、人間による強制を理由としない> とある。残念ながら、これ以上詳しい説明をしている辞書は見当たらないが、ただ、Holmes & Hinchliffe (1994: 266) には次のような例文が掲載されている。

4) Jag är tvingad att stanna (av någon). <I am forced to stop (by someone).>

5) Jag är tvungen att gå nu = Jag måste gå nu. <I am forced to/must go now.>

上で見てきたように、tvungen = måste とすることは正確ではないが、これらの例文から人間が強制の源のときには tvingad を用い、周囲の状況が源のときには NEO が指摘するように vara tvungen att を用いるものと判断される。しかし、もともとこれは能動の動詞 tvinga <強いる> の過去分詞であるから、何らかの力(脅しや暴力、権力、無理強い)でもって、主語の意志に反して、有無を言わずに無理やりに強制する意味 (NEO 1996: tvinga) が当然含まれる。したがって、それを行なわないときには、その代償が課されることが予想されよう。いずれにせよ、主語が行なう行為は常に主語の意志に反するため、終始一貫して、内心は納得しないまま、不満を抱えたまま行為を行なうの意が必ず伴う (7.3 章参照)。

7.3. få について

前章で検討した必要性の定義を文法書や辞書などで見てみたい。掲載要領は 7.1 章と同じである。

Nylunda-Brodde & Holm (1972: 118): nödvändighet: “vara tvungen att”

Lindholm (1981: 128): nödvändighet: “måste”

SAG (band 4: 294): krav: ungefär “måste”

Holme & Hinchliffe (1994:294): Necessity, Be compelled: “have to”

NEO: - - -: “vara tvungen att”

SAOB (få: 17 番目の意味):- - -: “vara l. bliva tvungen l. nödsakad att (göra ngt), måste, nödgas”

さて、先に挙げたように、få はそれに従う目的語や句の内容によって被害を被る意味があることを論証した。この被害による強制は vara tvungen att で表わされる強制ときわめて近い意味にある。そこで、両者の間に何か違いがあるのか、考えてみたい。

それは前の章で述べた主語の意志の問題である。Vara tvungen att はあくまでもそれによって行なわれる行為は主語の意志に反するが、få の場合、主語の意志は終始反対というわけではない。Vara tvungen att は行為を行ないながらも、主語の意志はそれに対して終始一貫して、妥協することなく反対であるが、få の場合は嫌ではあるが、行為を行なうにあたってその不利益な状況に主語はある程度理解を示し、〈致し方なく～する〉ということである。つまり、その行為の実行について最終的に自分なりに納得する（例文 6), 7), 8) 参照）。

6) Jag fick vänta en timme fast jag inte ville det.

〈私は 1 時間待たされた、嫌ではあったが。〉

7) Det kommer ingen tidning idag. Du får vänta till i morgon bitti. (GÖ: 121)

〈今日は新聞は来ません。（致し方ないですから）明日の朝までお待ちなさい。〉

8) Jag fick be om ursäkt och det gjorde jag, därför att jag visste att det var mitt fel.

〈私は観念して謝罪した。それが自分の間違いであることを知っていたので、そのようにした。〉

9) *? Jag var tvungen att be om ursäkt och det gjorde jag, därför att jag visste att det var mitt fel.

例文 8) は謝罪するのは嫌でも自分に非があることを承知しているので、心の中では致し方ないと納得し、謝罪することに結局同意している。例文 9) では tvungen att を用いているので、いかなる理由があっても謝罪したことには内心何ら納得していない。謝罪するという行為は主語の意志に始めから逆行しているのであるから、主語を納得させるような理由を添えることは不自然さが伴う。

これらのことにより、få の場合は vara tvungen att が持つ「なされる行為は終始一貫して主語の意志に背く」という規定は受けないことが明確になる。

上で見てきたように、måste も vara tvungen att も få もそれぞれ異なった意味を持っている。にもかかわらず、多くの文法書や辞書は få の意味に安易に måste や vara tvungen att を当てているようにも思える。確かに få に従う目的語、不定詞な

どの内容に応じて変わる「被害・迷惑」の意味や「必要性・義務・強制」などを簡潔なスウェーデン語表現で同時に言い表そうとするとなかなか適切な表現が見つからない。逆に、日本語は「利益」や「被害・迷惑」を比較的明瞭に言い表せる手段を持つ言語と言えるかもしれない。

7.4. まとめ

7章の結果をまとめると, *måste*, *vara tvungen att*, *få* の中心的な用法は次のようになるであろう。

Måste:

話者が主語に肯定的な結果を持てるように義務を課す。

Vara tvungen att:

何らかの力による強制が主語を支配し、それを行なうといえども主語はその行為に対して、終始一貫妥協することなく反対である。

Få:

主語は行なわれる行為から直接的に被害や迷惑を被るが、その不利益な状況にある程度理解を示し、最終的に自分なりに納得して‘致し方なく’実行する。

8. 終わりに

2章において、*få* の意味の変遷について述べたが、その考えられる要因について少し触れておきたい。

få の語源的意味は能動性を主張する〈捕らえる〉であった。これが古スウェーデン語で受動的な〈受け取る、もらう〉に大きく意味を変化させていった理由は定かではない。ただ、注目すべきことは、すでに前期・古スウェーデン語期より、中世低地ドイツ語 (*medellågtyska*) *vangen* からの借入語で、能動性を主張する *fanga* 〈捕らえる〉が見出せることである。*Fanga* > *fånga* の音変化 (Kock 1906: 375; Moberg 1989: 85; Wessén 1969: § 62) を受けていることから判断すると、かなり古い借入語であることは間違いない。借用語が入ってきたために、*fa* に意味変化を来したのか、それとも *fa* が内部から意味変化を起したために借用語の入る余地ができたのかは、にわかに決定しがたい。さらに、ドイツ語からの借用語 *skaffa* が *få* の能動性の意味と重複したこと (Hellquist 1966: *skaffa*) も考慮に入れなくてはならないであろう。あるいは、その他にも原因があるかもしれない。*Få* も *fånga* もまったく同じ語源から発した動詞であるが、現代スウェーデン語の観点からみれば、*få* は二次的な受動的意味が主となり、そして元来の意味である〈捕らえる〉という能動的な意味は借入語 *fånga* に受け継がれ、まさに相互に意味を補う

姉妹語 (*orddublett*) そのものとなっている (Hellquist 1930: 529-530, 679).

最後に、本稿の論証の結果をまとめると、助動詞 *få* の許可や必要性の用法の成立は、本動詞 *få* の受動的意味〈受ける、もらう、被る〉の中に存在する“偶発性”，“移動・到着志向”，“行為が主語の意志の範囲外”などの要素が前提となっている。さらに、*få* の目的語の内容から抽出される「利益」/「被害」により、それぞれ「許可」、「機会」と「必要性」の用法が説明できる。そして、[*få lov att* + 不定詞] の表現が持つ二義性とも重なり合い、「許可」と「必要性」の用法はさらに複雑化したといえるであろう。

ところで、*få* にはまだまだ様々な用法がある。たとえば、使役動詞としても機能することができる。これらの問題は、また別の機会にあらためて検討したいと思う。

(2000-08-31)

[追記]：本稿が完成した後の2000年12月に雑誌 *Språkvård* (3-2000) が手元に届いた。その冒頭は Margareta Westman の追悼に充てられており、その中で *språkvårdare* (国語審議専門家) として残した彼女の素晴らしい業績の一つとしてかつての論文 (“*Språket lever!*”) が収録されている (3-2000: 7-8. 初出は当雑誌の3-1993: 28-30)。この中で彼女は、元来は使用されない *få* の命令形が最近コマーシャルのフレーズで使われ出していることを指摘し、なぜこの用法が奇妙であるのかを動詞 *få* の持つ性質をもとに説明している。わずか一段落の短い説明であるが、主語がその行為に影響を及ぼすことなく *välsignas*, *drabbas* (それぞれ〈利益〉, 〈被害〉に置き換えられよう) を受けることをその理由として述べている。彼女の論文には動詞 *få* の特徴を抽出するに至る詳しい論証は何もなされていないが、その主張と本稿の主として第3章で論証した結論とがほぼ一致していることを嬉しく思う。最後に、本動詞 *få* が意味の上で *fånga* 〈捕らえる〉に一步近づいたと締めくくっているが、残念ながら助動詞 *få* についてはまったく触れられていない。

注

- (1) 「許可」と「必要性」を正反対と表明しているスウェーデン語学関係の文献は未見だが、この *få* とほぼ同じ用法を持つデンマーク語の助動詞 *måtte* に関して、Hansen (1988: 37) は「許可」と「必要性」を“ほぼ正反対の意味”をとらえ、あたかも ‘ja’ と ‘nej’ 両方を意味するかのような語彙と述べている。
- (2) Lindström (2000: 200-201) によると、能動的な意味で「子供をもうける」という表現 “*skaffa barn*” は現在でこそ頻繁に使われるようになったが、今でもスウェーデンではこの表現に対し年配の世代の女性は抵抗を感ずるとしている。その根底には昔から子供は「神からの授かりもの」“*en (Guds) gåva*” とする見方があり、この考え方が今や変化したことによって、上記のように語法にもそれが反映されていると分析している。この説明は “*få barn*” を受動的な意味と解釈する本稿の主張を傍証していると言えよう。
- (3) その 1 例として *få elden släckt* <何とか（自分で）火を消し止める> が挙げられよう。このように“他者を介さずに自分自身で何とか～をする”ことを明瞭に表わす例文は、その説明をしている Johannisson & Ljunggren (1970: *få*) の辞書には一つも見出せず、NEO はその意味項目さえ載せていない。SAOB は‘幾分口語的’ (*ngt vard.*) としながら、他者の介入がある場合との区別は困難としたうえで、上記の 1 例を始めとして、いくつか例文を挙げている。同僚の新谷俊裕助教授によると、デンマーク語では主語にとって困難を伴う行為を完了させる場合の多くは、*have* を用いる完了形の代わりに、主として [*få*+過去分詞+目的語] の文構造で表わすということである。標準スウェーデン語 ([*få*+目的語+過去分詞] を用いる) ではデンマーク語ほど明瞭にそのような意味の特徴が前面に出てこないが、<他者を介さずに、自ら何とか～をする> という意味は特殊なコンテキストを設定すれば表すことができる(どのようなコンテキストであるかを特定する課題はあるが)。ただ、本文中のこの節における例文 23), 24) はどのようなコンテキストにおいても必ず他者の介入を必要とし、自らの手で行なうことはありえない。ちなみに、自ら行なうという意味をデンマーク語と同じ語順 [*få*+完了分詞+目的語] にして表現する文構造が、デンマークに近い南及び西スウェーデンの方言に見られる (SAG band 3: 274; band 4: 296)。

Om uppkomsten av det svenska hjälp verbet *få*

– med särskild hänsyn till deontisk betydelse –

Ikuko Shimizu

Sammanfattning

Hjälperbet *få* har huvudsakligen två betydelser: ‘tillåtelse’ och ‘nödvändighet’. De två betydelserna verkar helt skilda eller åtminstone för japaner nästan totalt motsatta. I denna uppsats försöker förf. klargöra hur de två betydelserna hos hjälperbet har uppstått, och vilken semantisk skillnad det finns mellan *måste*, *vara tvungen att* och nödvändighets *få*.

Förf. konstaterar först att redan i fornnordiskan har huvudverbet *få* utvecklat en passiv betydelse “mottaga, erhålla” från den ursprungliga aktiva betydelsen “gripa, taga” som finns belagd i de andra germanska språken. Den passiva betydelsen har följande semantiska drag: ‘handlingen sker helt utanför subjektets vilja’, ‘handlingen sker oväntat för subjektet’. Om ett sådant huvudverb *få* har ett objekt med positivt innehåll (t ex *få en present*) blir det fördel för subjektet, medan ett objekt som har negativ innebörd (t ex *få en örfil*) ger subjektet skada eller besvär. De motsatta betydelserna ‘tillåtelse’ och ‘nödvändighet’ i hjälperbet *få* grundar sig också på ovanstående punkter.

Se på följande exempel med [*få* + nomen + perfekt particip] eller [*få* + infinitiv] i stället för [*få* + nomen (i objekt)]:

Jag fick min bil lagad. (fördel för subjektet)

Jag fick mina pengar stulna. (skada & besvär för subjektet)

Jag fick vänta i ett varmt rum. (händelsevis + fördel för subjektet)

Jag fick vänta i ett kallt rum. (händelsevis + skada & besvär för subjektet)

Det visar sig att betydelserna ‘fördel’/‘skada & besvär’ finns med även i dessa konstruktioner. För att kunna få fördel (t ex *att få vänta i ett varmt rum*) krävs det tillstånd eller visad hänsyn av någon annan. Denna förutsättning ligger till grund för den ena av hjälperbets betydelser; ‘tillåtelse’. ‘Skada & besvär’ i oväntad situation leder däremot till den andra betydelsen; ‘nödvändighet eller tvång’. Allt detta händer utanför subjektets vilja, vilket innebär att någon annan alltid bestämmer över subjektets handling.

Förf. nämner också att det i uttrycket *få lov att* föreligger tillåtelse eller befallning särskilt från högre ställning och föreslår även att ordet *lov* i både ‘tillåtelse’ och ‘befallning, skyldighet’ betyder “samtycke” eller “åsikt”.

Sist påpekar förf. betydelseskillnader mellan tre sätt att uttrycka ‘nödvändighet eller tvång’:

Måste: ett tvång som talaren ålägger subjektet så att subjektet skall uppnå positivt resultat.

Vara tvungen att: ett tvång som subjektet ogärna utför. Denna motvilja förblir orubbad under hela handlingen.

Få: subjektet drabbas direkt av skada eller besvär genom den utförda handlingen, men i en svår situation vet han innerst inne att det inte finns något annat alternativ. Därför kompromissar han och utför handlingen.

参 考 文 献

(外国文献の発行地は特記のない限り Stockholm)

- Andersson, Erik. 1974. “Epistemiskt och deontiskt måste: semantisk representation och räckvidd”, *Papers from the First Scandinavian Conference of Linguistics*, 7-16. Göteborg: Institutionen för lingvistik, Göteborgs universitet.
- Beckman, Natanael. 1968. *Svensk språklära*. Nionde, nästan oförändrade upplagan. Svenska bokförlaget Bonniers.
- Brate, Erik. 1922. *Sveriges runinskrifter*. Bokförlaget Natur och Kultur.
- Braunmüller, Kurt. 1998. *De nordiske språk*. 2. bearbejdede udgave. (översatt fra tysk av Johan Ole Askedal) Oslo: Novus forlag.
- 千種 眞一 (編著). 1997. 『ゴート語辞典』. 東京: 大学書林.
- Cleasby, Richard & Gudbrand Vigfusson. 1962. *An Icelandic-English Dictionary*. 2nd ed. with a supplement by W.A. Craigie. Reprint. Oxford: Oxford University Press.
- Gravier, Maurice & Sven-Erik Nord. 1974. *Manuel pratique de langue suédoise*. Paris: Éditions Klincksieck.
- Göransson, Ulf & Hans Lindholm. 1986. *Nybörjarsvenska*. Lund: Kursverksamhetens förlag.
- Hansen, Erik. 1988. *Rigtigt dansk*. København: Hans Reitzels Forlag A/S.
- Hellquist, Elof. 1929-32. *Det svenska ordförrådets ålder och ursprung*. Lund: C.W.K. Gleerups förlag.
- . 1966. *Svensk etymologisk ordbok*. Tredje upplagan. Lund: C.W.K. Gleerups förlag.

- Hellström, Gunnar. 1991. *Grammatikövningar med regler och kommentarer*. Almqvist & Wiksell förlag AB.
- Hellström, Gunnar & Ieva Zalcmanis. 1996. *Andra övningsboken i svensk grammatik*. Bonniers.
- Holmes, Philip & Ian Hinchliffe. 1994. *Swedish. A Comprehensive Grammar*. London: Routledge.
- Johannisson, Ture & K. G. Ljunggren. (red.). 1970. *Svensk handordbok. Konstruktioner och fraseologi*. Läromedelsförlagen.
- Kock, Axel. 1906. *Svensk ljudhistoria* 1. Lund: C.W.K. Gleerup.
- Kungl. Vitterhets Historie och Antikvitets Akademien. (utg.). 1940. *Sveriges runinskrifter* (sjätte bandet: första häftet): *Upplands runinskrifter* granskade och tolkade av Elias Wessén. Wahlström & Widstrand.
- Lakoff, Robin. 1972. "Language in Context", *Language* vol. 48, Number 4, 907-927. Baltimore: The Linguistic Society of America.
- Lindberg, Ebba. 1980. *Beskrivande svensk grammatik*. Andra upplagan. AWE/GEBERS.
- Lindholm, Hans. 1981. *Svensk grammatik*. Tredje upplagan. Lund: Kursverksamhetens förlag.
- Lindström, Fredrik. 2000. *Världens dåligaste språk. Tankar om språket och människan idag*. Albert Bonniers Förlag.
- Moberg, Lena. 1989. *Lågtyskt och svenskt i Stockholms medeltida tänkeböcker*. Almqvist & Wiksell International.
- 中山 庸子. 1997. 「言語と文化」, 岡沢憲英・宮本太郎編『スウェーデン ハンドブック』, 15-26. 東京: 早稲田大学出版部.
- NEO (= Språkdata Göteborgs universitet (utarbetad). 1996. *Nationalencyklopedins ordbok*. Höganäs: Bokförlaget Bra Böcker.).
- Nylund-Brodda, Elisabeth & Britta Holm. 1972. *Deskriptiv svensk grammatik*. Språkförlaget Skriptor.
- Palmer, Frank Robert. 1995. *Modality and the English Modals*. Second Edition. London and New York: Longman.
- Petti, Vincent (utarbetad). 1988. *Stora svensk-engelska ordboken*. Esselte Studium.
- SAG (= Teleman, Ulf, Staffan Hellberg & Erik Andersson (red.). 1999. *Svenska Akademiens grammatik*. 4 band. Norstedts Ordbok.).
- SAOB (= Svenska Akademien. (utg.). 1898ff. *Svenska Akademiens ordbok*. Lund: Svenska Akademiens ordboksredaktion.).
- Schlyter, Carl Johan (utg.). 1877. *Ordbok till Samlingen av Sweriges Gamla Lagar*. Lund:

- C.W.K. Gleerup.
- Seebold, Elmar. 1970. *Vergleichendes und etymologisches Wörterbuch der germanischen starken Verben*. The Hague · Paris: Mouton.
- 清水 育男. 1998. 「スウェーデン語史への文献案内」, IDUN 13 号, 89-111.
(= Shimizu, Ikuo. 1998. “Presentation av referenslitteratur över svensk språkhistoria”, IDUN vol. 13, 89-111.)
- 菅原 邦城. 1986. 「“Jag skulle vilja försöka hinna skriva uppsatsen.” — 現代スウェーデン語動詞句 <動詞+原形不定詞> に現れる動詞の候補について」, IDUN VII, 67-96. (= Sugawara, Kunishiro. 1986. ““Jag skulle vilja försöka hinna skriva uppsatsen.” — Vilka verb kan konstrueras med en infinitiv utan att i nusvenskan?”, IDUN VII, 67-96.)
- Söderwall, Knut Fredrik. 1884-1918. *Ordbok öfver svenska medeltids-språket*. Lund: Samlingar utgivna av Svenska Fornskrift-Sällskapet.
- Watkins, Calvert. (ed.). 1985. *The American Heritage Dictionary of Indo-European Roots*. Boston: Houghton Mifflin Company.
- Wessén, Elias. 1965. *Svensk språkhistoria. I. Ljudlära och ordbildningslära*. 8: uppl. Almqvist & Wiksell.
- . 1965. *Svensk språkhistoria. III. Grundlinjer till en historisk syntax*. 2: uppl. Almqvist & Wiksell.
- . 1970. *Vårt svenska språk*. Tredje upplagan. Almqvist & Wiksell Förlag AB.
- Westman, Margareta. 1993. “Språket lever!”, *Språkvård. Tidskrift utgiven av Svenska språknämnden*, 3-1993, 28-30. Språknämnden.
- . 2000. “Språket lever!”, *Språkvård. Tidskrift utgiven av Svenska språknämnden*, 3-2000, 7-8. Språknämnden.
- Östergren, Olof. 1981. *Nusvensk ordbok*. Wahlström & Widstrand.